(ポイント)

●8月1日から実施予定のワクチン接種事業に関して、ネパールから日本への入国者に対するワクチン接種について以下のとおりご案内いたします。

## 海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業 (ネパールから日本への入国者に関して)

- 1 7月13日付の領事メールでご案内いたしましたとおり、海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業(2021年8月1日から2022年1月上旬までの実施予定)については、7月19日正午(日本時間)から特設予約サイトを通じて予約受付が開始となりますが、ネパール含む変異株流行国・地域に日本入国前14日以内に滞在歴のある邦人(一部の外国人を含め)が本事業を利用してワクチン接種を受ける場合について、以下2のとおりご案内いたします。
- 2 本事業を利用してワクチン接種を希望される方は、以下の外務省海外安全ホームページの事業詳細及び留意事項等を事前によくご確認ください。なお、今後変更があり得ますので、実際に予約される際は特設予約サイトの注意事項等を改めてご確認ください。

## 【本事業に関する外務省海外安全ホームページの案内】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html

- (1)上記の外務省海外安全ホームページに特設予約サイトのリンクが掲載されます。特設予約サイトでの予約の際には、(ア)1回目及び2回目の接種希望場所 (羽田空港もしくは成田空港を選択することとなります。ただし、「巡回接種」 でワクチン接種をする場合の1回目のワクチン接種場所は空港接種会場では なく、指定宿泊施設となります)を選択の上、(イ)希望するワクチン接種の形態(巡回接種もしくは一般接種)を選択し、(ウ)1回目及び2回目のワクチン 接種希望日を選択する必要があります。
- (2) 「巡回接種」ですが、ネパール含む変異株流行国・地域から日本への入国者には、10日間の指定宿泊施設での隔離中に医師等が週に2回(月、金)その施設を巡回しワクチンを接種する「巡回接種」の予約をすることができます。この予約の場合、10日間の指定宿泊施設での隔離中に1回目のワクチン接種を行うことが可能です。ただし、この「巡回接種」については1日あたりの接種可能数に上限が設けられていることから、上記(1)の予約時に「巡回接種」を選択出来なかった場合は、10日間の指定宿泊施設を出た後に空港接種会場でのワクチン接種が可能となる「一般接種」を選択する必要があります。
- (3) 「一般接種」でのワクチン接種の場合、1回目の最短のワクチン接種可能日は

10日間の指定宿泊施設の隔離の最終日となりますので、「一般接種」での予約の際は接種希望日につきご留意ください(例:8月1日に日本に入国した場合(8月2日~11日が指定宿泊施設での隔離期間)、8月11日に指定宿泊施設での隔離を終えた後から1回目のワクチン接種が可能)。なお、10日間の指定宿泊施設での隔離が終わった後はバスで空港まで移動することとなるため、同日に予約をしている場合は同日中に空港接種会場での1回目のワクチン接種が可能となります。

- 3 本件事業の対象者は以下の条件を全て満たす方となります。 -在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国出国中の外国人(対象範囲は上記ホームページでご確認ください。)
- -日本国内に住民票を有していない方
- -接種を受ける日に12歳以上である方
- ※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は、自治体による接種対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出して住民登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。
- 4 特設サイトでの予約方法を含む本件事業に関するご質問は、以下の専用の窓口までお問い合わせ願います。
- ○電話でのお問い合わせ (+81)50-5806-2587(有料)
- OSkype でのお問い合わせ mofa-vaccine-QAasiahs.com (無料)

対応時間:(日本語) 8時~20時(日本時間)、月曜から日曜まで (英語) 9時~18時(日本時間)、月曜から金曜まで

5 本事業に関するこれまでの当館からの領事メールは、以下から確認可能です。

https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100204788.pdf https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100212762.pdf 6 日本政府による新型コロナウイルスに関する水際対策については、以下の厚生労働省のホームページから確認可能となっておりますところ、日本への帰国を検討されている方におかれましてはご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00209.html

- ※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。
- ※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

- ※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大 使館までご連絡下さい。
- ※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

大使館代表電話:977-98510-43741、977-98510-20405

(2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。)

通常の大使館代表電話:4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記通常の代表電話から緊急電話対応者に転送されます。